

## 教育・保育提供区域の設定について

### 1. 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域の事情を総合に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

また区域ごとに事業の「量の見込み」と「確保方策」を示すことになります。

### 2. 区域設定における考え（国の基本指針）

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 地域型保育事業（小規模保育など）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

### 3. 区域ごとの事業計画のイメージ

- 区域別、「量の見込み」に対する「確保方策（確保の内容と実施時期）」のイメージ

A 区域		H27年度			H28年度			…
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	…
①量の見込み		45人	290人	150人	50人	300人	150人	…
②確保の内容	教育・保育施設 (保育園 認定こども園)	50人	300人	120人	50人	300人	120人	…
	地域型保育事業			0人			15人	…
②-①		5人	10人	▲30人			▲15人	…

※設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の「量の見込み」と「確保方策」を記載

#### 4. 区域設定の範囲別のメリット・デメリット

区域設定	効果
「広い」 (例:市全体)	<b>【メリット】</b> ・事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい。 ・事業認可の際に需給調整の発生する機会が少ない。 ・新規事業者が参入しやすい。 <b>【デメリット】</b> ・利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。 (自動車利用によりデメリットでない場合もある)
中間 (例:旧町地域)	
「狭い」 (例:小中学校区)	<b>【メリット】</b> ・利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高い。 <b>【デメリット】</b> ・区域別の人口推計が困難であるため、事業計画における需要量見込みの推計の制度が低下する。

#### 5. 区域設定の例

区域の単位	区割り数
市全体	1
旧町地域	3
中学校区	6 (4)
小学校区	19

#### 6. 県内各市の状況

施設・事業名称	新潟	長岡	上越	三条	燕	柏崎	村上	五泉	糸魚川	佐渡	小千谷	魚沼
教育(1号認定)	行政区(8)	全市	全市	中学校区	全市	中学校区	行政区	検討中	全市	旧市町村	全市	全市
保育(2号認定、3号認定)	行政区(8)	全市	全市	中学校区	全市	中学校区	旧市町村	検討中	全市	旧市町村	全市	全市
延長保育事業	行政区(8)	全市	全市	中学校区	全市	中学校区	旧市町村	全市	全市	旧市町村	全市	全市
放課後児童健全育成事業	行政区(8)	全市	全市	中学校区	全市	中学校区	旧市町村	全市	全市	旧市町村	全市	全市
子育て短期支援事業	全市域(1)	全市	未定	全市	全市	全市	行政区	全市	全市	旧市町村	全市	全市
地域子育て支援拠点事業	行政区(8)	全市	全市	中学校区	全市	全市	旧市町村	全市	全市	旧市町村	全市	全市
一時預かり事業	行政区(8)	全市	全市	中学校区	全市	中学校区	旧市町村	全市	全市	旧市町村	全市	全市
病児保育事業	行政区(8)	全市	全市	全市	全市	全市	行政区	全市	全市	旧市町村	全市	全市
ファミリーサポートセンター事業	行政区(8)	全市	全市	全市	全市	全市	行政区	全市	全市	旧市町村	全市	全市
利用者支援事業	行政区(8)	全市	未定	全市	全市	全市	旧市町村	全市	全市	旧市町村	全市	全市
妊婦健康診査	全市域(1)	全市	全市	全市	全市	全市	行政区	全市	全市	旧市町村	全市	全市
乳児家庭全戸訪問事業	行政区(8)	全市	全市	全市	全市	全市	行政区	全市	全市	旧市町村	全市	全市
養育支援訪問事業	行政区(8)	全市	未定	全市	全市	全市	行政区	全市	全市	旧市町村	全市	全市

## 7. 南魚沼市の区域設定（案）

全ての事業の区域を、市全体を1区域として設定します。

（理由）

- ・市町村合併からすでに10年を経過していること。
- ・現在も保育園等に入園するにあたり区域による条件を設けていないこと。
- ・人口規模や今後の人口減少、県内他市の状況
- ・広域入所制度により市外の児童の管外保育を受け入れていること。（特別な理由が必要）
- ・地域別の人口推計の数値が無く、「量の見込み」の算出が困難であること。
- ・「資料1-1 ニーズ調査（追加）」で示されたように地域ごとの特性は見いだせないため。
- ・事業認可の際に需給調整の発生する機会が少なく、新規事業者が参入しやすいこと。